

# 平成 29 年度 第 1 回

## 水戸市吉田市民センター運営審議会

日 時 平成 29 年 7 月 19 日 (水)  
午前 10 時から  
場 所 吉田市民センター 「小会議室」

### 次 第

1 開 会

2 委 嘱 状 交 付

3 会 長 あ い さ つ

4 議 題

- (1) 平成 28 年度 事業報告について
- (2) 平成 28 年度 市民センター利用状況について
- (3) 平成 29 年度 吉田市民センター運営方針及び重点目標について
- (4) 平成 29 年度 事業計画について
- (5) 平成 29 年度 定期講座開設状況について
- (6) その他

5 閉 会

## 吉田市民センター運営審議会委員名簿

(任期 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

	職	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	備考
		委員の氏名			
1	会長	かせ たかお 加瀬 孝雄	市民活動団体	吉田地区自治実践会 会長	
2	副会長	やまざき つぎお 山崎 次男	市民活動団体	吉田地区自治実践会 副会長	
3	委員	うえだ すみこ 上田 須美子	市民活動団体	吉田地域女性団体連絡会 会長	
4	委員	あらい さとる 荒井 暁	社会教育関係者	南部地区民生（児童）委員 会長	
5	委員	くろき いさむ 黒木 勇	家庭教育関係者	吉田小学校 P T A 会長	
6	委員	みうら あきこ 三浦 明子	家庭教育関係者	吉田学区子ども会育成連合会 会長	

## 水戸市吉田市民センター職員名簿

職	ふりがな	在職年数	住 所	電 話	備考
	氏 名				
所 長	すがや もとふみ 菅谷 源文	3 ヶ月	元吉田町 1736-5	2 4 7 - 2 3 1 6	
職 員	ねや なおみ 根矢 尚美	4 年 3 ヶ月			
職 員	かもんぜき じゅんこ 掃部関 順子	3 年 3 ヶ月			
職 員	こばやし くみこ 小林 久美子	3 ヶ月			
職 員	なかにし ゆり 中西 由里	3 ヶ月			

(1) 平成28年度 事業報告

(ア) 家庭教育学級関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
ふれあい学級	吉田が丘幼稚園 の園児と保護者	6月29日	幼児期の歯科衛生 について	笠原歯科医院 院長 金澤 卓也	44
		10月11日	親子でサッカー遊 び	水戸ホーリーホック コーチ	72
		10月27日	クッキー作りと読 み聞かせの会	塚原 秩子 外 四つば会	48
		1月25日	親子で遊ぼう 折り紙と紙ヒコー キづくり	おもしろ理科先生 草野 豊	43

(イ) 青少年関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
夏休み ビーズ教室	小学1年生～ 6年生	8月1日	ビーズストラップ 制作	倉田 栄子	39
夏休み 書道教室	小学3年生～ 4年生	8月2日	書の実習 (夏休み課題作品)	平賀 礼子	23
	小学5年生～ 6年生	8月3日	書の実習 (夏休み課題作品)	平賀 礼子	20
夏休み 絵画教室	小学1年生～ 6年生	8月10日	水彩画の実習 (夏休み課題作品)	関 徹	44
		8月11日			44
子ども 生け花教室	小学1年生～ 6年生	12月7日	クリスマス花飾り	池坊 古内 麗歌	17
	小学1年生～ 6年生	12月24日	お正月花飾り	池坊 古内 麗歌	15
子ども 英語教室	小学4年生～ 6年生	11月19日 ～2月18日	英語に親しむ ～聞く・書く・話す ～	助川 宏子	86

(ウ) 高齢者講座関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
寿 大 学	吉田地区高齢者クラブ及び吉田地区に居住する60歳以上の方	6月24日	開講式 講演：人権教育講演会～幸せを考えよう～	地域福祉プロモーター 鈴木 宏治	90
		9月23日	講演：免疫力アップ セルフリンパ マッサージ&呼吸法	Be natural 主宰 古谷 久美子	78
		12月20日 12月21日	移動学習 ～水戸の郷土を知ろう～ セツ洞公園・日新塾跡地・加倉井砂山墓所	ガイド役 上田 昇	31 62
		3月7日 3月10日	移動学習 ～日本の里山やさと巡り～ 佐久の大場家住宅・小幡の駒村清明堂・茨城県フラワーパーク	ガイド役 上田 昇	44 39

(エ) 女性教養関係

事業名	対象	開催日	内容	講師	参加人数
女性セミナー	吉田地区居住の女性	7月22日	開講式 講演：いつまでも若々しくさっそうと生きる生活術	ヘルスサポート21 古谷 信義	42
		11月28日	移動学習 東京スカイツリー&ソラマチ		23
		2月14日	講演：食と健康 健康寿命について	料理研究家 根本 悦子	75

(オ) 市民センターまつり関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
ふれあい吉田秋まつり	吉田地区住民	11月6日	ステージショー及び模擬店・フリーマーケットでの地域交流	3,000

(カ) 関連事業関係

事業名	対象	開催日	内容	参加人数
子育て広場	吉田地区居住の未就学児童・保護者	毎月第1・3(木)	子どもの遊びの場の一般開放	(195組) 472
親子料理教室	吉田地区住民	7月23日	小学校児童と保護者で、料理を作る楽しさと食べる喜びを体感	(12組) 30
吉田地区敬老会	地区内高齢者(75歳以上)	9月中	敬老式典は実施しない、お祝いのメッセージ及び記念品の贈呈	1,467
東部ブロック球技大会	吉田・酒門・吉沢・城東・竹隈・上大野の6地区	10月2日	地域間スポーツ交流 (ソフトボール:10チーム, バレボール:3チーム)	198
市民運動会	吉田地区住民	10月9日	町内会対抗種目などスポーツイベントを開催し、地域間の交流を図る	850
市民歩く会	吉田地区住民	10月16日	市民センター～千波湖畔(往復10km)	21
水戸郷土かるた大会	吉田小学校児童	1月8日	Aブロック(1年生～3年生)23チーム Bブロック(4年生～6年生)20チーム	123
吉田地区防災訓練	吉田地区住民 吉田小学校児童	2月17日	地区住民と小学校との合同で救出・搬送訓練や初期消火訓練及び非常炊き出し訓練等を実施	250
こころの健康講座	吉田地区住民	11月19日	講演:「こころの病」についての正しい理解 体験発表及びDVD「癒しの揺りかご」上映	40
救命救急講習会	定期講座受講生	2月23日	成人を対象とした心肺蘇生・AED操作要領・止血法等	21
市民センター作品展示会	定期講座受講生	2月15日～3月17日	6団体による学習成果の発表・展示	95
シルバーリハビリ体操	60歳以上の男女	毎月第2・4(木)	いつでもどこでも1人でできる簡単な体操	810
いきいき健康クラブ	65歳以上の男女	毎月第1・3(火)	軽い体操, レクリエーション	978

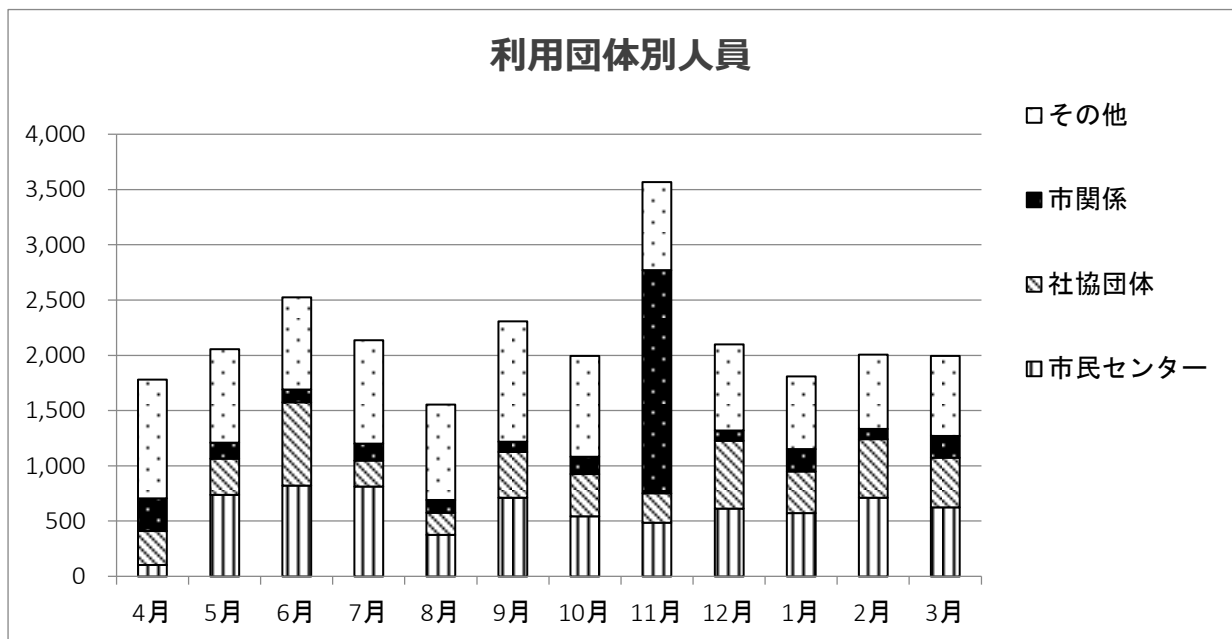
(キ) 吉田市民センター定期講座  
ク ラ ブ

No.	講 座 名	開催日	講 師	会員数	開催回数	参加延人数
1	絵手紙	5月16日	鯨 和子	21	15	233
2	骨盤体操	5月2日	根本 貴世子	17	19	267
3	シニアパソコン	5月9日	森田 出	20	20	439
4	スポーツサロン	5月9日	綿引 功	26	17	301
5	ヨーガB	5月9日	鯉沼 千加子	20	19	314
6	プアレイ	5月9日	木村 久美子	16	20	281
7	陶芸	5月10日	板越 真晃	14	18	180
8	お菓子作り	5月10日	塚原 秩子	13	10	123
9	俳句	5月24日	瀬谷 泰泉	18	10	172
10	歌謡	5月18日	金沢 はるみ	45	23	862
11	ニュースポーツ	5月18日	綿引 功	36	17	381
12	生け花(池坊)	5月11日	古内 麗歌	11	20	209
13	水 彩 画	5月11日	瀬谷 浩	15	19	204
14	ハッピーフラ	5月11日	木村 久美子	20	23	452
15	ヨーガA	5月19日	今橋 恵美子	20	18	253
16	フラワーレッスン	5月30日	倉田 栄子	10	9	59
17	パッチワーク	5月19日	小林 笑子	13	17	209
18	編物	5月6日	嵩井 詔子	17	19	291
19	げんき吉田サロン	5月6日	井上 真美 菊地 とき子	30	15	242
20	3B体操	5月20日	小中 恵子	19	18	284
21	新舞踊	5月7日	中村 喜代菊	9	20	162
22	マンドリン	5月7日	岡野 健太郎	13	20	219

(2) 平成28年度 市民センター利用状況

(ア) 利用団体別

区分 月別	市民センター		社協団体		市関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	4	104	15	307	6	295	96	1,077	121	1,783
5	39	740	14	325	4	145	78	846	135	2,056
6	45	822	24	754	3	115	77	836	149	2,527
7	41	813	10	236	3	152	83	937	137	2,138
8	13	376	8	200	4	115	75	865	100	1,556
9	41	713	19	413	3	94	87	1,088	150	2,308
10	36	545	13	382	3	157	84	912	136	1,996
11	32	486	12	267	16	2,020	67	796	127	3,569
12	40	613	23	614	2	94	71	780	136	2,101
1	41	575	20	375	4	203	63	657	128	1,810
2	44	713	27	530	2	93	62	673	135	2,009
3	40	625	21	451	7	196	74	724	142	1,996
合計	416	7,125	206	4,854	57	3,679	917	10,191	1,596	25,849

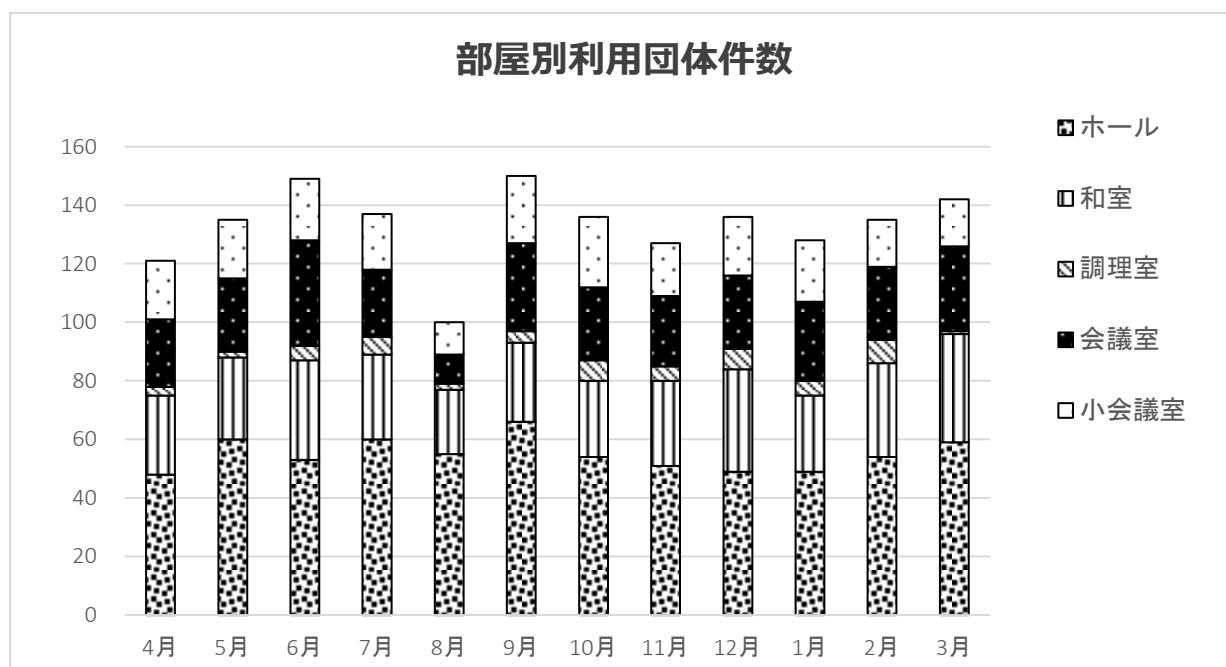


※参考【前年対比】

	市民センター		社協団体		市関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成28年度 ①	416	7,125	206	4,854	57	3,679	917	10,191	1,596	25,849
平成27年度 ②	467	7,544	215	5,605	73	4,133	910	10,920	1,665	28,202
増減数 (①-②)	-51	-419	-9	-751	-16	-454	7	-729	-69	-2,353
増減率 (①/②)	89.1%	94.4%	95.8%	86.6%	78.1%	89.0%	100.8%	93.3%	95.9%	91.7%

(イ) 部屋別

区分	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4	48	1,089	27	173	3	22	23	252	20	247	121	1,783
5	60	1,200	28	291	2	44	25	351	20	170	135	2,056
6	53	1,255	34	443	5	64	36	529	21	236	149	2,527
7	60	1,164	29	260	6	133	23	344	19	237	137	2,138
8	55	1,117	22	172	2	24	10	121	11	122	100	1,556
9	66	1,333	27	297	4	81	30	329	23	268	150	2,308
10	54	1,114	26	246	7	96	25	340	24	200	136	1,996
11	51	1,494	29	694	5	59	24	715	18	607	127	3,569
12	49	1,015	35	449	7	142	25	269	20	226	136	2,101
1	49	945	26	278	5	31	27	330	21	226	128	1,810
2	54	1,056	32	344	8	134	25	316	16	159	135	2,009
3	59	1,116	37	355	1	22	29	347	16	156	142	1,996
合計	658	13,898	352	4,002	55	852	302	4,243	229	2,854	1,596	25,849



※参考【前年対比】

	ホール		和室		調理室		会議室		小会議室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成28年度 ①	658	13,898	352	4,002	55	852	302	4,243	229	2,854	1,596	25,849
平成27年度 ②	654	14,650	364	4,630	64	1,391	304	4,740	279	2,791	1,665	28,202
増減数 (①-②)	4	-752	-12	-628	-9	-539	-2	-497	-50	63	-69	-2,353
増減率 (①/②)	100.6%	94.9%	96.7%	86.4%	85.9%	61.3%	99.3%	89.5%	82.1%	102.3%	95.9%	91.7%



### **(3) 平成29年度 水戸市吉田市民センター運営方針及び重点目標**

#### **運 営 方 針**

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

吉田市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

#### **重 点 目 標**

##### **1 地域コミュニティ活動の推進**

###### **(1) 地域コミュニティ活動の活性化**

(ア) 吉田地区自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援に努めながら、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、吉田地区自治実践会や関係機関と連携しながら、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、吉田地区自治実践会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

###### **(2) 地域コミュニティ活動環境の充実**

吉田市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

###### **(3) 地域防災活動との連携**

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、水戸市吉田地区防災連合会との連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、吉田地区自治実践会と吉田市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

#### (ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

### (2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、吉田地区内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

#### (ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

吉田市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。吉田市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

吉田市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

吉田市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

### (3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

吉田市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

#### (4) 平成29年度 吉田市民センター事業計画

##### I 地域コミュニティ活動の自立支援

###### 1 コミュニティ活動の活性化

###### (1) 地区会及び各種団体活動の支援関係

- ◆各種球技大会
- ◆敬老会（9月中）
- ◆市民運動会（10月8日）雨天時体育館
- ◆市民歩く会（10月中）
- ◆ふれあい吉田秋まつり（11月12日）
- ◆地区会及び各種団体主催の講演会等

###### (2) 市民センター運営審議会の活用

- ◆運営審議会は、年2回開催（7月、2月）

###### 2 地域防災の強化推進支援

- ◆合同防災訓練の開催（2月）

##### II 生涯学習活動の推進

###### 1 高齢者・一般女性・児童対象の事業（短期的5講座）

- (1) 寿大学講座 ・・・・ 高齢者（4回開催予定）
- (2) 女性セミナー ・・・・ 一般女性（3回開催予定）
- (3) ふれあい学級 ・・・・ 幼稚園児と保護者（4回開催予定）
- (4) 夏休み子ども教室 ・・・・ 小学生（3講座開催）
- (5) 家庭教育学級強化事業 ・・・・ 未就園児と保護者

###### 2 初心者（主催教室）及び受講生（クラブ）主体の定期事業

###### (1) 初心者事業（長期的1教室）

- ◆料理教室（第4火曜日）・・・ 一般男女 20名

※5月から翌年3月の期間（8月を除く）月1回 計10回

###### (2) 受講生主体支援クラブ事業（定期講座22団体）

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| ◆絵手紙     | ◆ヨーガA     | ◆ヨーガB    |
| ◆陶芸      | ◆歌謡       | ◆ニュースポーツ |
| ◆生け花（池坊） | ◆水彩画      | ◆骨盤体操    |
| ◆ハッピーフラ  | ◆プアレイ     | ◆パッチワーク  |
| ◆編物      | ◆3B体操     | ◆新舞踊     |
| ◆スポーツサロン | ◆フラワーレッスン | ◆お菓子作り   |
| ◆俳句      | ◆マンドリン    | ◆シニアパソコン |
| ◆元気吉田サロン |           |          |

###### 3 関係機関団体との連携事業

- ◆いきいき健康クラブ
- ◆シルバーリハビリ体操
- ◆スポーツ推進委員東部ブロック球技大会
- ◆親子料理教室
- ◆水戸郷土かるた大会
- ◆子育て広場

## (5) 平成29年度 定期講座開設状況

H29.7.1 現在

No.	教室名	受講生		合計	前年度	増減	講師名
		継続	新規				
1	料理教室		13	13		13	軽部 知美
	小計		13	13		13	

No.	クラブ名	受講生		合計	前年度	増減	講師名
		継続	新規				
1	絵手紙	17	2	19	21	-2	鯨 和子
2	骨盤体操	12	3	15	17	-2	根本 貴世子
3	シニアパソコン	12	6	18	20	-2	森田 出
4	スポーツサロン	30	5	35	26	9	綿引 功
5	ヨーガB	19	2	21	20	1	鯉沼 千加子
6	プアレイ	14	2	16	16	0	木村 久美子
7	陶芸	12	5	17	14	3	寺門 正人
8	お菓子作り	9	0	9	13	-4	塚原 秩子
9	フラワーレッスン	11	2	13	10	3	倉田 栄子
10	俳句	16	0	16	18	-2	瀬谷 泰泉
11	歌謡	43	2	45	45	0	金沢 はるみ
12	ニュースポーツ	32	0	32	36	-4	綿引 功
13	生け花(池坊)	11	0	11	11	0	古内 麗歌
14	水彩画	12	3	15	15	0	関 徹
15	ハッピーフラ	20	2	22	20	2	木村 久美子
16	ヨーガA	14	5	19	20	-1	今橋 恵美子
17	パッチワーク	12	0	12	13	-1	小林 笑子
18	編物	11	0	11	17	-6	嵩井 詔子
19	げんき吉田サロン	24	3	27	30	-3	井上 真美 菊地 とき子
20	3B体操	18	0	18	19	-1	小中 恵子
21	新舞踊	9	3	12	9	3	中村 喜代菊
22	マンドリン	13	0	13	13	0	岡野 健太郎
	小計	371	45	416	423	-7	
	合計	371	58	429	423	6	

## ○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日  
水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1



## ○水戸市市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。